

各指定認定機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

型式部材等製造者認証の基準の強化について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 11 第 1 項の規定による認証（以下「型式部材等製造者認証」という。）を受けた者が、認証に係る型式に適合しない住宅を供給した事案の発生を受け、学識経験者等からなる外部有識者による「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」において再発防止策等についてご検討いただき、令和元年 8 月 2 日にとりまとめが行われたところです。

本とりまとめにおいては、「事業所等の設計部門で作成された個別の設計図書の型式適合について、本社等が監査を行う仕組みが確立されており、当該監査が計画的に実施されていることを、指定認定機関が審査するよう、型式部材等製造者認証の基準を強化すべきである」旨及び「型式部材等製造者認証の審査において、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」、「大手賃貸共同住宅供給事業社において対応が望まれる品質管理の高度化指針」への対応状況に加えて、全社的な設計業務に関する法令遵守体制、事業所等の設計に対する全社的な型式適合の確保方策、本社と事業所等間の情報共有や本社による事業所等に対する教育の状況について、確認すべきである」旨が提言されております。

上記提言を受け、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 5 の 6 に規定する型式部材等製造者認証申請書に記載すべき事項及び第 10 条の 5 の 9 に規定する型式部材等製造者認証の技術的基準の改正等を内容とする、建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第 73 号。以下「改正省令」という。）が令和元年 10 月 1 日に公布され、型式部材等製造者認証に係る部分が令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）に施行されることから、その運用について、下記のとおり通知します。

記

（1）型式部材等製造者認証の技術的基準について（規則第 10 条の 5 の 9 関係）

規則第 10 条の 5 の 4 第 1 号及び第 2 号に規定する型式部材等に関する、法第 68 条の 13 第 2

号に規定する型式部材等製造者認証の申請に係る製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件の技術的基準について、規則第10条の5の9第1項第5号イ(1)(vii)、同号ト及びチに、監査に関する事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること、監査が社内規格に基づいて適切に実施されていること及び監査に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていることを追加した。

なお、ここで示す「監査」の具体的な内容としては、次に掲げる事項を想定している。

① 監査の実施者

認証に係る型式に適合するものとして供給する建築物の設計を行う部署以外の部署であって、認証に係る型式の内容に精通する部署が実施することとする。

具体的には、認証に係る型式に適合するものとして供給する建築物の設計を行う部署が各事業所等にある場合、認証に係る型式の内容に精通する本社の部署が実施することが想定される。

② 監査の実施内容

認証に係る型式に適合するものとして設計を行った個々の建築物の設計図書と認証に係る型式との照合を行うものとする。

③ 監査対象の抽出時期

型式不適合を未然に防止する観点から、次のいずれかの時期に監査を行うことも考えられる。

- ・ 建築確認の申請を行う前
- ・ 建築確認後、工事が完了する前

④ 最低限必要な監査対象数

供給する戸建住宅、賃貸共同住宅の種別毎に、原則として、各事業所等における供給物件数の5パーセント以上の数の物件を対象に監査を実施するものとする。

(2) 型式部材等製造者認証の申請書に記載すべき事項について(規則第10条の5の6関係)

規則第10条の5の4第1号及び第2号に規定する型式部材等の製造者としての認証に係る申請を行う際の、法第68条の11第2項に規定する申請書に記載すべき事項について、規則第10条の5の6第2項第2号ヲに、技術的生産条件に関する事項として「監査の対象、監査の時期、監査事項その他監査の実施の概要」を追加した。なお、型式部材等製造者認証の申請時に提出する書類には、「監査の対象、監査の時期、監査事項その他監査の実施の概要」として次に掲げる事項を記載させることが考えられる。

- ・ 監査に関する事項を示した社内規格
- ・ 設計を行う事業所等の一覧
- ・ 戸建住宅、賃貸共同住宅の種別毎に各事業所等の供給物件数
- ・ 類似の監査の実施結果を示した監査記録
- ・ 類似の監査の結果実施した是正処置、再発防止策等の内容

(3) 指定認定機関の型式部材等製造者認証の申請の審査について

法第 68 条の 24 第 1 項の規定による指定を受けた指定認定機関は、型式部材等製造者認証を行う場合には、(1) 及び (2) の改正を踏まえ、その申請の審査を適切に行う必要がある。

その際、別添 1 の「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」(令和元年 10 月 1 日策定) 及び別添 2 の「大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針」(令和元年 10 月 1 日策定) への対応状況や、全社的な法令遵守体制、事業所等の設計に対する全社的な型式適合の確保方策、本社と事業所等間の情報共有や本社による事業所等に対する教育の状況についても確認することとする。

(4) 型式部材等製造者認証の取扱いについて

改正に伴う準備行為として、改正省令附則第 2 条において、施行日前においても、改正後の基準に基づき型式部材等製造者認証を行うことができることとしている。この場合において、当該認証の効力は、施行日に生ずることとなるため留意されたい。なお、当該認証を行うに当たっては、当該認証の効力は施行日に生ずる旨を認証書に記載するよう留意されたい。

また、改正に伴う経過措置として、改正省令附則第 3 条において、施行日前にされた改正前の基準に基づく型式部材等製造者認証の申請であって、施行日時時点で認証されるか否かが決定していないものについては、改正前の基準に基づき認証を行うこととなる(改正省令附則第 2 条の規定により改正後の基準に基づき認証を行う場合を除く。)ため留意されたい。なお、施行日前に認証された型式部材等製造者認証については、当該認証の有効期間が経過するまでの間は、施行日後であっても有効であることを申し添える。